

受給者証に記載されていない指定医療機関でも受給者証を使用できるようになります

奈良県（奈良市を除く）で認定を受けた小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方について、令和2年6月1日以降に医療機関を受診される際に「指定小児慢性特定疾病医療機関」に指定されている医療機関※1であれば、小児慢性特定疾病医療受給者証に記載されていない病院・診療所・薬局・訪問看護ステーションでも受給者証を使用できるようになります。 ※2

医療機関追加申請が不要となります

今までは、受給者証に記載のない医療機関を受診する場合、医療機関追加申請（変更申請）が必要でしたが、令和2年6月1日以降は医療機関追加申請（変更申請）が不要となります。 ※3

受給者証の表記が変わります

令和2年6月以降に交付する小児慢性特定疾病医療受給者証については、受給者証の表記が以下のとおり変更となります。なお、旧表記の小児慢性特定疾病医療受給者証でも受診可能です。

(旧表記)

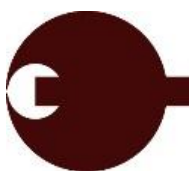
疾病名	〇〇〇〇病
受診指定医療機関 名称	〇〇病院
名称	〇〇薬局
名称	訪問看護ステーション 〇〇
名称	〇〇診療所
有効期間	令和〇年〇〇月〇〇日～令和△年△△月△△日



(新表記)

疾病名	〇〇〇〇病
受診指定医療機関 名称	〇〇病院
名称	※上記のほか、指定医療機関であれば使用できます。
名称	ただし、この証に記載された疾病及び当該疾病に付随
名称	して発現する傷病に対する医療が助成対象です。
有効期間	令和〇年〇〇月〇〇日～令和△年△△月△△日

- ※1 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定は、都道府県、政令指定都市、中核市等で行っています。受診する医療機関の指定状況については、医療機関の所在地を管轄する自治体のホームページ等でご確認ください。
- ※2 小児慢性特定疾病医療受給者証の有効期限内のものであり、なおかつ受給者証に記載されている疾病及び当該疾病に付随して発現する傷病に対する医療に限ります。受給者証に記載のある疾病に関連しない医療や保険診療外の医療等は対象外ですので、ご注意ください。
- ※3 医療機関追加申請以外の変更申請（住所変更、加入する保険の変更など）については、従来どおり必要となります。



奈良県
医療政策局健康推進課